

明治国際医療大学 ガバナンス・コードの適合状況点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

実施項目	点検結果（令和6年9月）
1-1 建学の精神	
<p>(1) 建学の精神・教学の理念</p> <p>【建学の精神】 「人と人との和」「人と自然との調和」「東洋と西洋の融和」の3つの和を建学の精神として掲げています。</p> <p>【教学の理念】 「人と共感する心」「人を思いやる心」「人に奉仕する心」の3つの心を教学の理念として掲げています。</p> <p>(2) 建学の精神に基づく人材像 「和の精神」を真髄となし、東西両医学を有機的に関連づけて、社会に貢献できる 医療人を育成します。</p> <p>(3) 教学の理念に基づく人材像 「建学の精神」のもとに、人々の健康に貢献する医療従事者の一員としての自覚を養い、高度な東西両医学の専門知識と科学的根拠に基づいた優れた治療技術の教授 研究に努め、常に和の心を忘れず人と向き合うことのできる心豊かな医療人を育成します。</p>	<p>左記のとおり、「建学の精神」「教学の理念」を定めており、本学の使命・目的及び教育目的に反映している。</p>
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
<p>(1) 建学の精神に基づく教育目的 本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。</p> <p>① 大学の教育目的及び研究目的 教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ、旺盛な探求心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的としています。</p> <p>ア 鍼灸学部教育目的及び研究目的</p> <p>【鍼灸学部鍼灸学科】 鍼灸学部鍼灸学科は、鍼灸医学において高度な専門性を備えた優れたはり師・きゅう師の養成を行なうとともに、鍼灸医学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向します。</p> <p>イ 保健医療学部教育目的及び研究目的 保健医療学部は、大学の目的にのっとり、現代医療を担う一員に必要な専門知識・技能を修得し、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。</p> <p>【柔道整復学科】 柔道整復学において高度な専門性を備えた優れた柔道整復師の養成を行なうとともに、柔道整復学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向します。</p> <p>【救急救命学科】 救急医療において高度な専門性を備えた優れた救急救命士の養成を行なうとともに、救急救命学の学術研</p>	<p>左記のとおり、本学の「建学の精神」「教学の理念」を踏まえ、学部及び研究科ごとに教育目的及び研究目的を「学則」「大学院学則」に定めている。</p>

<p>究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向します。</p> <p>ウ 看護学部教育目的及び研究目的</p> <p>【看護学部看護学科】</p> <p>看護学において高度な専門性を備えた優れた看護師、保健師、助産師の養成を行なうとともに、看護学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向します。</p> <p>② 大学院の教育目的及び研究目的</p> <p>学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的としています。</p> <p>ア 鍼灸学研究科の教育目的及び研究目的</p> <p>大学院の目的の通り、鍼灸医学の分野の発展に寄与することができる研究能力と、医療一般の幅広い知識に加えて高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とします。</p> <p>【鍼灸学専攻】</p> <p>鍼灸医学研究に必要な高度な研究能力並びに専門的な研究能力を有する人材養成を行なうとともに、我が国及び世界の鍼灸医学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的としています。</p> <p>イ 保健医療学研究科の教育目的及び研究目的</p> <p>大学院の目的の通り、保健医療学の分野の発展に寄与することができる研究能力と高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とします。</p> <p>【柔道整復学専攻】</p> <p>柔道整復学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究能力を有する人材養成を行なうとともに、柔道整復学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的としています。</p> <p>【保健学専攻】</p> <p>保健学研究に必要な高度な研究能力ならびに専門的な研究成果の実装能力を有する人材育成を行うとともに、保健学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的としています。</p>	
<p>(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて</p> <p>① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。</p> <p>② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検運営委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。</p> <p>③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</p> <p>④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例</p> <p>ア 建学の精神・教学の理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標</p>	<p>大学機関別認証評価の結果を踏まえ、「学校法人明治東洋医学院 中期的な計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」を策定し、毎年度の事業計画及び予算編成に反映させ、着実に中期的な計画を実行することで、教育の質向上と安定した法人運営・大学運営に努めている。また、毎会計年度終了後の 5 月に決算及び事業の実績を理事会・評議員会に報告するとともに、例年 6 月に教職員連絡会を開催し、全教職員に対し報告している。なお、最終年度を迎える「中期的な計画」について、自己点検・評価の結果から課題を抽出し、改善策を盛り込んだ次期計画(令和 7 年度～令和 11 年度)の策定に取組んでいる。</p>

<p>イ 教育改革の具体策と実現見通し</p> <p>ウ 経営・ガバナンス強化策</p> <p>エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開</p> <p>オ 財政基盤の安定化策</p> <p>カ 設置校の入学定員確保策</p> <p>キ 設置校の教育環境整備計画</p> <p>ク グローバル化、ICT化策</p> <p>ケ 計画実現のためのPDCA体制</p>	
<p>(3) 私立大学の社会的責任等</p> <p>① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	<p>文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営に取り組んでいる。また、女性管理職比率の向上や女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、出生時育児休業制度を整備するなど、男女共同参画社会への対応を進めるとともに、障害者施設を訪問し求人募集を行うなど、障害者の雇用促進に努めている。</p>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

実施項目	点検結果
<p>2-1 理事会</p> <p>(1) 理事会の役割</p> <p>① 意思決定の議決機関としての役割</p> <p>ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>② 理事会の議決事項の明確化等</p> <p>ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。</p> <p>イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。</p> <p>ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督</p> <p>ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の報告を求め、その報告を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④ 学長への権限委任</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。</p> <p>イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。</p>	<p>左記①～⑨の項目を寄附行為に定め、遵守している。</p> <p>理事会は法人の最高意思決定機関として業務を決し、理事の職務執行を監督している。また、理事会へ業務執行者から適切な報告がなされ、議決された事項は議事録に記録し、保管している。本学では学長が1号理事に就任し、理事会での方針に基づき、大学運営を行っており、理事会による理事及び大学運営責任者への実効性の高い監督を行うことで、大学の業務改善に活かしている。</p> <p>理事会は、年間の開催計画を策定し、理事会を招集する場合は、寄附行為に基づき、開催場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により、会議7日前までに通知しており、審議に必要な時間は十分に確保している。また、理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないことを寄附行為に規定している。なお、役員（理事・監事）の学校法人に対する責任に対し、役員賠償責任保険に加入している。</p>

<p>ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤ 実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p>	
2-2 理事	
<p>(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行うおうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	<p>左記①～⑦の項目について、私立学校法及び寄附行為の定めを、遵守している。理事の競業及び利益相反取引については、毎年、理事会において事実を開示し、承認を受けている。</p>
<p>(2) 学内理事の役割</p> <p>① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p>	<p>学内理事として、教職員から学長、校長、病院長、法人事務局長、大学事務局長を理事に選任しており、さらに学内理事の中から、学長(大学担当)、校長(専門学校担当)、法人事務局長(総務担当)、大学事務局長(財務担当)を常務理事として責任担当範囲を定め、業務量などに配慮しつつ、適切に業務を遂行している。</p>
<p>(3) 外部理事の役割</p> <p>① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。</p> <p>② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>外部理事の役割について、社会経験が豊富で法人運営に優れた見識を備えた外部理事を 4 名選任しており、理事会において様々な視点から意見を述べている。また、審議事項に関する情報については、寄附行為に基づき、開催通知及び付議すべき事項を書面又は電磁的方法により会議の 7 日前まで通知しており、審議に必要な時間を十分に確保している。各事業の進捗状況については、都度理事会に報告し、常に情報共有に努めている。</p>
<p>(4) 理事への研修機会の提供と充実</p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p>	<p>学内理事に対し、学外の各種研修会等に派遣するなど、研修機会を設けている。また、学校法人を取り巻く環境や重要な法改正等があったときは、理事会で情報提供を行い意見交換する機会を設けている。</p>

2-3 監事	
<p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</p> <p>① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>② 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>③ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>④ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p>	<p>左記①～④の項目を寄附行為に定め、職務を遂行している。</p>
<p>(2) 監事の選任</p> <p>① 監事の独立性を確保する観点重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。</p> <p>② 監事は2名置くこととします。</p> <p>③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p>	<p>左記①～③の項目を寄附行為に定め、遵守している。</p>
<p>(3) 監事監査基準</p> <p>① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。</p> <p>② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告します。</p>	<p>左記のとおり、「監事監査規程」に則り、監事は、毎会計年度始めに「監査計画書」を策定し、会計監査は監事と会計監査人が連携して行っている。また、監事は会計年度終了後、期末監査及び理事者面談を行うとともに、常時、会計監査人との意見交換を行い適正な監査に努めている。</p> <p>監事は法人の業務及び財務状況に関する「監査報告書」を作成し、理事会及び評議員会で報告している。</p>
<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>① 監事及び公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。</p> <p>② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実を図ります。</p> <p>③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。</p> <p>④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>	<p>監事業務を支援するための体制整備について、監事、会計監査人及び理事者と定期的に意見交換を行うことで監事監査の機能の充実を図っている。また、監事に対し、文部科学省の学校法人監事研修会等への研修機会を設け、監査業務の質向上に努めている。なお、監事業務については法人の経理課が適宜サポートしている。</p>
<p>(5) 常勤監事の設置</p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。</p>	<p>常勤監事1名を設置し、監査機能の充実を図っている。</p>
2-4 評議員会	
<p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。</p> <p>① 事業計画</p> <p>② 事業に関する中期的な計画</p> <p>③ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準</p>	<p>左記(1)～(3)の項目を寄附行為に定め、遵守している。</p>

<p>④ 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>⑤ 収益事業に関する重要事項</p> <p>⑥ 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>⑦ 学則の変更、学長、校長の任免に関する事項</p> <p>(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p> <p>(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。</p>	
2-5 評議員	
<p>(1) 評議員の選任</p> <p>① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p> <p>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五才以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会又は評議員会が選任する扱いとしています。</p>	<p>左記①～④の項目を寄附行為に定め、遵守している。</p>
<p>(2) 評議員への研修機会の提供と充実</p> <p>① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	<p>寄附行為に基づき、評議員に対し審議事項に関する情報について、開催通知及び付議すべき事項を書面又は電磁的方法により会議の7日前までに通知しており、審議に必要な時間を十分に確保している。学内評議員に対し、学外の各種研修会等に派遣するなど、研修機会を設けている。また、学校法人を取り巻く環境や重要な法改正等があったときは、評議員会で情報提供を行い意見交換する機会を設けている。</p>

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

実施項目	点検結果
3-1 学長	
<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>① 学長は、学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探求心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統括します。</p> <p>② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p>	<p>学長の責務について、「組織及び運営に関する規則」に学長の職務を「校務をつかさどり、所属職員を統括する」と規定しており、学長は大学運営における最高責任者として意思決定を行っている。また、学長は法人の常務理事を兼務しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。</p>

③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ① 組織及び運営に関する規則第 16 条に基づき、大学に副学長を置くこととしており、同 22 条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」としています。 ② 学部長の役割については、組織及び運営に関する規則第 23 条において「学部長は、学長を助け、学部の校務をつかさどる」としています。	学長の補佐体制について、「組織及び運営に関する規則」に基づき、副学長、学部長、大学院研究科長、研究部長及び事務局長を配置しており、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備している。また、副学長は学長の命を受けて、自己点検・評価担当副学長として、自己点検・評価全体を統括し学長を補佐している。
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については学則第 19 条に定めています。ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	教授会の役割について、教授会は学長及び教授全員をもって構成し、月 1 回の定例会議では、学長が議長となり学則第 19 条に規定する「学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること」「学位の授与に関すること」「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べている。また、「教授会等の審議事項に関する申合せ(学長裁定)」を定め、教授会の意見を聴くことを必要とする審議事項を明示している。

第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

実施項目	点検結果
4-1 学生に対して	
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	学部及び研究科ごとの 3 つの方針(ポリシー)を定め、ホームページ、学生便覧、通信制大学院ガイド等に掲載し、周知している。また、自己点検運営委員会規程に基づき、本学の教育・研究等の現状とその独自性について自ら点検・評価を行い、教育研究の充実と活性化に努めている。さらに、健全な学生生活を送れるようハラスメント防止対策ガイドラインを策定し、厳正に対処している。
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 (2) ファカルティ・ディベロップメント：FD	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。FD 及び SD については、計画的に実施し、学外における各種研修会やセミナー等にも積極的に参加しており、教員・事務職員等の資質向上に努めている。

<p>ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動を 毎年度明示します。</p> <p>イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次 計画に基づき取組みを推進します。</p> <p>(3) スタッフ・ディベロップメント：SD</p> <p>ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p> <p>ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	
4-3 社会に対して	
<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>① 認証評価</p> <p>平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施</p> <p>教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③ 学内外への情報公開</p> <p>自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>平成 20 年度、平成 26 年度、令和 2 年度と 7 年以内毎に文部科学大臣が認証する日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、いずれの年度も評価機構が定める評価基準に適合していると認定された。また、副学長（自己点検・評価担当）を中心とする自己点検実施委員会において、自己点検及び認証評価の結果を踏まえた改善・改革に取組み、教育・研究水準の向上と改善に努めている。なお、認証評価及び自己点検評価の結果は、大学ホームページで公表している。</p>
<p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。</p> <p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。</p> <p>⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>本学と包括協定を締結する自治体等（京都府南丹市、滋賀県長浜市、福井県若狭町）との連携により、地域の活性化や健康の街づくりに貢献している。また、京都府警察本部と「命をつなぐ災害対策包括連携協定」を締結するとともに、南丹市防災会議に本学から附属防災救急救助研究所長が委員として参加し、地域の防災計画等の作成に取組むなど、減災活動に貢献している。なお、看護学科では京都府北部地域の社会人を対象に、学び直しの場としての、リカレント教育を推進している。また、持続可能な社会の実現にむけ、節電対策期間を年 2 回（夏季・冬季）設定するなど、サステナビリティを巡る課題にも積極的に取組んでいる。</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	
<p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。</p> <p>ア 大規模災害</p> <p>イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。</p>	<p>「危機管理規程」に基づき、危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制の整備に取組むとともに、「ハラスメント防止に関する規程」や「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、不祥事の防止に取組んでいる。また、火災や地震等の災害に備え、避難訓練を年 1 回行っている。</p>

<p>ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策</p> <p>③ 事業継続計画の策定に取り組めます。</p>	
<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取り組めます。</p> <p>② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>左記のとおり、全ての業務に関し、法改正に合わせて諸規程を整備するなど、法令等を遵守するよう組織的に取り組んでいる。</p> <p>また、「公益通報の保護に関する規則」を整備し、教職員等からの通報・相談窓口を常時開設し、不正防止と通報者の保護を図っている。</p>

第5章 透明性の確保(情報公開)

実施項目	点検結果
5-1 情報公開の充実	
<p>(1) 法令上の情報公表</p> <p>公表すべき事項は学校教育法施行規則第172条第2項、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>② 学校法人に関する情報公表</p>	<p>情報公開について、左記①～②の全ての項目を寄附行為等に基づき、ホームページで公表している。</p>

<p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ウ 監事の監査報告書</p> <p>エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）</p> <p>オ 役員報酬に関する基準</p> <p>カ 事業報告書</p>	
<p>(2) 自主的な情報公開</p> <p>法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数</p> <p>イ 大学間連携</p> <p>ウ 地域連携並びに産学官連携</p>	<p>自主的な情報公開について、左記のとおり海外との連携(国際交流)、大学間連携、地域連携及び産学官連携の状況など、法律上公開が定められていない情報についても、積極的にホームページや大学案内等で公開している。</p>
<p>(3) 情報公開の工夫等</p> <p>① 上記(1)②については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。</p> <p>② 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。</p> <p>③ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>寄附行為第 39 条及び第 40 条に基づき、大学ホームページ上の公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧ができるよう整備している。また、情報公開の方法として、ホームページの他、大学ポータルや各種媒体等を活用している。</p>